

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 1月30日

【会社名】 株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ

【英訳名】 Harmonic Drive Systems Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長 井 啓

【本店の所在の場所】 東京都品川区南大井六丁目25番 3号

【電話番号】 03-5471-7810

【事務連絡者氏名】 執行役員 上 條 和 俊

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区南大井六丁目25番 3号

【電話番号】 03-5471-7810

【事務連絡者氏名】 執行役員 上 條 和 俊

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 625,511,211円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
9,865,143,011円

(注) 1 その他の者に対する割当の金額は、発行価額の総額であります。

2 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。また、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少することがあります。なお、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が買い取るか又は取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年1月5日付をもって提出した有価証券届出書及び平成30年1月22日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成30年1月30日に臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書の訂正報告書を参照書類に追加するため、また、記載事項の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

募集又は売出しに関する特別記載事項

国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて

第三部 参照情報

第1 参照書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて

（訂正前）

< 前略 >

国内一般募集及び海外募集に係る募集株式総数は4,666,100株であり、国内一般募集株式数506,100株及び海外募集株式数4,160,000株（国際募集における引受人の買取引受け及び米国プレースメントの対象株式数3,659,200株並びに国際募集における引受人に付与する追加的に発行する当社普通株式を買い取る権利の対象株式数500,800株の合計数）の募集が行われます。

（訂正後）

< 前略 >

国内一般募集及び海外募集は、国内一般募集株式数506,100株及び海外募集株式数4,160,000株（国際募集における引受人の買取引受け及び米国プレースメントの対象株式数3,659,200株並びに国際募集における引受人に付与する追加的に発行する当社普通株式を買い取る権利の対象株式数500,800株の合計数）で募集が行われましたが、海外募集について国際募集における引受人に付与した追加的に発行する当社普通株式を買い取る権利の行使により発行される当社普通株式が500,800株となったため、海外募集株式数は4,160,000株となり、募集株式総数は4,666,100株となりました。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

（訂正前）

< 前略 >

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年1月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成30年1月5日に関東財務局長に提出

（注）なお、発行価格等決定日に本5の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

（訂正後）

< 前略 >

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年1月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成30年1月5日に関東財務局長に提出

（注）の全文削除

6【訂正報告書】

訂正報告書（上記5の臨時報告書の訂正報告書）を平成30年1月22日及び平成30年1月30日に関東財務局長に提出